

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について

1 概要

議員立法による「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）」（以下「法」という。）が令和3年6月11日可決・成立し、同年6月18日に公布、同年9月18日に施行された。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができ
る社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の責務

支 援 措 置	国・地方公共団体による措置 ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進	保育所の設置者、学校の設置者等による措置 ○保育所における医療的ケアその他の支援 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置 ○学校における医療的ケアその他の支援 →看護師等の配置
	医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う） ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等	

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

2 医療的ケア児支援センターの設置について

(1) 背景等

以下の背景等を踏まえ、法第14条の規定において、都道府県知事は、医療的ケア児支援センターを指定により行わせ又は、自ら行うことができるとされた。

【法第14条の立法趣旨】

医療的ケア児の支援については、その専門性等から、個々の制度の相談窓口だけで適切な支援に繋げることが難しい場合があり、医療的ケア児の家族にとっては、様々なニーズについて、どこに相談をすれば適切な支援に繋がるのか分かりにくいという課題があった。

また、支援に当たっては、医療、福祉、教育、労働等の多機関が連携して支援に当たることが重要であるが、連携が円滑に行われているとは限らない状況にあった。

上記を踏まえ、医療的ケア児支援センターの機能は、以下の点が期待される

- 相談支援に係る「情報の集約点」になること
- どこに相談すれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかり受け止め、関係機関と連携してたいそうすること
- 医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整に中核的な役割を果たすこと

(2) 医療的ケア児支援センター業務

厚生労働省事務連絡において、センターの業務等について以下のとおり示されている。

国が求めるセンター機能【法第14条及び事務連絡】

【指定等】

指定又は自ら実施

【職員配置】

職員のうち1名以上は、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者若しくは同等の知識を有する者を配置することが適当

【業務の範囲】

- ① 医療的ケア児及びその家族、その他関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと
- ② 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等並びにこれに従事する者に対して医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと
- ③ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行うこと。

宮城県医療的ケア児等相談支援センター（仮称）機能（案）【現在検討中】

【指定等】

社会福祉法人等を指定の上、委託事業として実施

【支援の対象】

医療的ケアが必要な障害児者及びその家族並びに支援に携わる市町村や事業所等

【職員配置】

専従職員（3名以上）：専門相談支援員、社会福祉士、保健師、看護師、理学療法士等の資格を有し、障害者支援に5年以上従事した者（うち1名以上は、医療的ケア児等コーディネーターを配置）

専門職アドバイザー：医師及び薬剤師等、専門分野に関する対応又は助言が必要な場合に、適宜招集（委嘱）

【業務の範囲】

- ① 総合的・専門的な相談支援
 - ・医療的ケア児者及びその家族（医療的ケア児等）への相談支援【直接支援】
 - ・市町村及び支援を行う事業所等（関係機関等）への相談支援【支援者支援】
- ② 医療的ケア児等及び関係機関等への情報提供及び研修
 - ・支援に関する様々な情報を集約、ホームページやパンフレット等で発信
 - ・支援に関する好事例等の収集・蓄積・発信
 - ・県民に対する医療的ケアに係る普及啓発
 - ・人材育成研修等
- ③ 関係機関等との連絡調整
 - ・複数の関係機関等との調整を要する場合の連絡調整
 - ・各種協議の場への参画
- ④ 医療的ケア児等支援に係る調査等
 - ・医療的ケア児等の状況、社会資源の把握など、必要に応じた調査の実施